



長野県告示第166号

長野県立自然公園条例（昭和35年長野県条例第22号）第6条の3第3項の規定により御岳県立公園に関する公園事業を次のとおり変更しました。

この公園事業を表示した図書は、長野県環境部自然保護課及び木曾地域振興局並びに王滝村役場において縦覧に供します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部 守一

1 変更した公園事業の名称及び種類並びに位置

名称及び種類	位置
田の原博物展示施設	[区域] 木曾郡王滝村御岳国有林

2 変更した事項

事業の規模（縮小）

自然保護課

長野県告示第167号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

東御市60

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第168号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害警戒区域の名称

東御市60-1、東御市60-2、東御市155、東御市156、東御市157、東御市158、東御市159、東御市160、東御市161、東御市162、東御市163、東御市164、東御市165、東御市166、東御市167、東御市168、東御市169、東御市170及び東御市171

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部 守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

東御市60

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

東御市60-1、東御市60-2、東御市155、東御市156、東御市157、東御市158、東御市159、東御市160、東御市161、東御市162、東御市164、東御市165、東御市166、東御市167、東御市168、東御市169、東御市170及び東御市171

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

常満、布下、布下1、本下之城1、本下之城2及び六ヶ沢川

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第172号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

常満、布下、布下1及び六ヶ沢川

2 指定の区域

東御市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県上田建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第173号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、令和6年3月25日、次の者を売りさばき人に指定しました。

令和6年3月25日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の氏名（名称）	住所	売りさばき場所
有限会社ティー・エム・ディー	長野県埴科郡坂城町大字上平232番地	長野県千曲市杭瀬下4丁目5番地 セブンイレブン更埴市民体育館前店

会計課

長野県北信建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月25日

長野県北信建設事務所長 関 一規

- 道路の種類 県道
- 路線名 豊田中野線
- 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
中野市大字豊津4081番の1地先から 中野市大字豊津3932番の1地先まで	旧	m 12.6 ~ 50.6	km 0.8200
中野市大字豊津4081番の1地先から 中野市大字壁田字谷地1428番の1地先まで	新	12.2 ~ 104.5	1.8000

道路管理課

長野県千曲建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県千曲建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月25日

長野県千曲建設事務所長 倉田 雅史

- 路線名 坂城インター線
- 供用を開始する区間
埴科郡坂城町大字中之条字中沢59番の6地先から
埴科郡坂城町大字中之条字南又102番の15地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年3月25日

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年4月11日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年3月25日

長野県北信建設事務所長 関 一規

- 1 路線名 豊田中野線
- 2 供用を開始する区間
中野市大字豊津3967番の口地先から
中野市大字壁田字谷地1428番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和6年3月25日

道路管理課

長野県公安委員会告示第19号

昭和29年長野県公安委員会告示第4号（警察において身体を拘束されている者の食料に関する告示）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行します。

令和6年3月25日

長野県公安委員会委員長 矢ヶ崎 学

本則中「395円」を「449円」に改める。

留置管理課